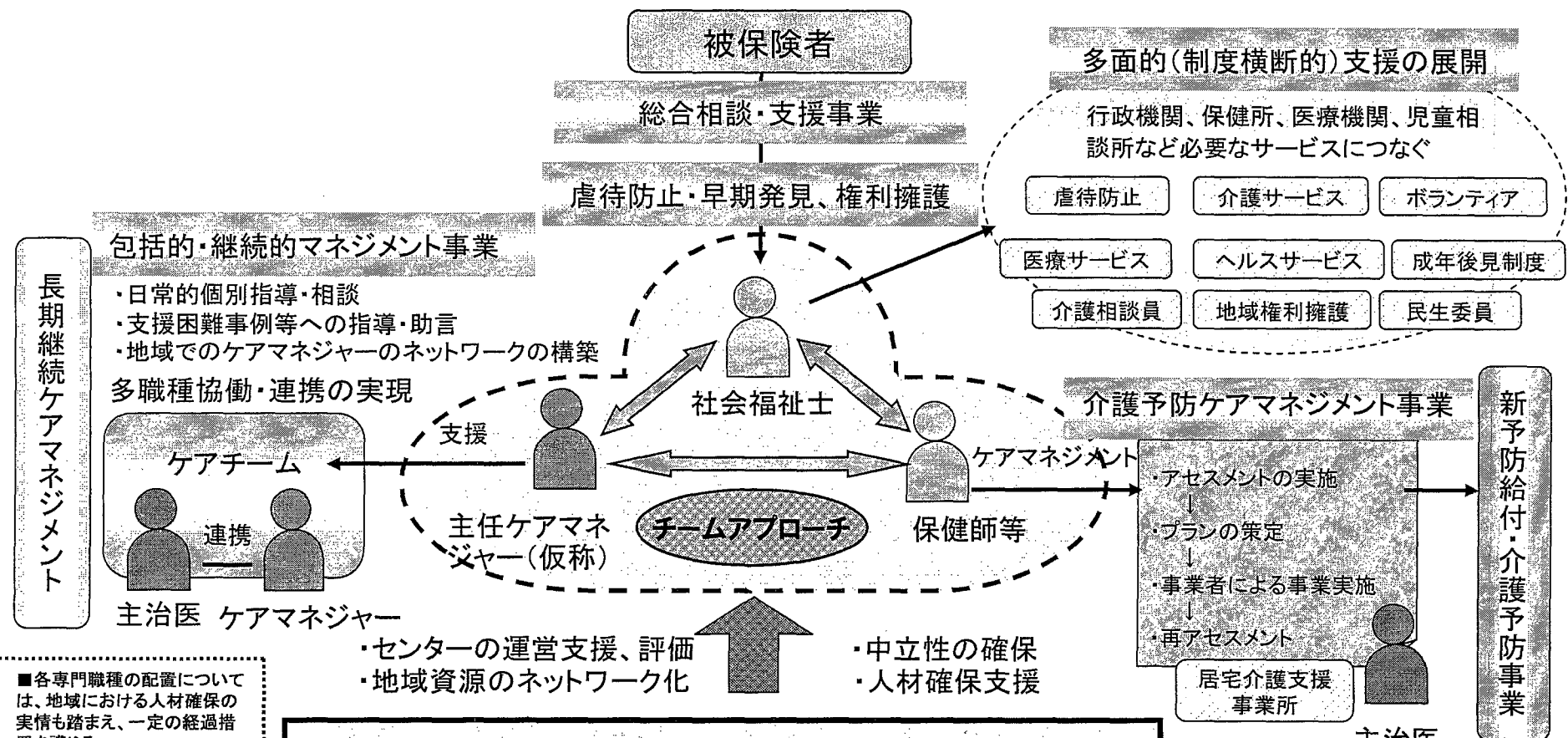


地域包括支援センター及び介護 予防ケアマネジメントについて

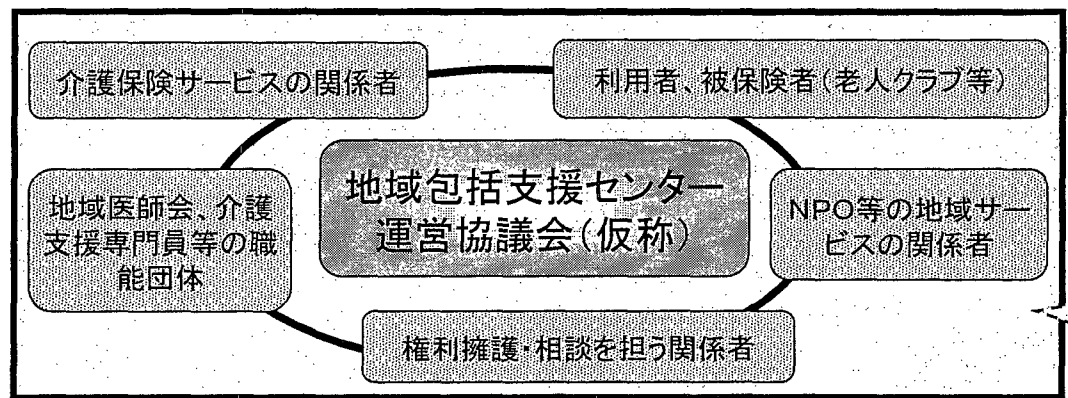
- 地域包括支援センター（地域包括ケアシステム）のイメージ
- 介護予防ケアマネジメントについて
- アセスメント・ケアプランの構造（案）
- 地域包括支援センターが委託できる介護予防ケアマネジメント業務について
- 地域包括支援センターの設置主体について
- 地域包括支援センターの設置準備の状況

地域包括支援センター（地域包括ケアシステム）のイメージ

ー



- 各専門職種の配置については、地域における人材確保の実情も踏まえ、一定の経過措置を講じる。
- 地域包括支援センターの圏域については、おおむね人口2~3万人に1カ所を目安としているが、小規模市町村の場合については、共同で設置する等地域の実態に合った一定の弾力的な対応も認められる。
- 地域包括支援センターについては、平成20年4月1日までの間、条例を定めることによつて設置しないことも可能。



⇒市区町村ごとに設置
(市区町村が事務局)

包括的支援事業の円滑な実施、センターの中立性・公正性の確保の観点から、地域の実情を踏まえ、選定。

介護予防ケアマネジメントについて

1. 新予防給付アセスメント・ケアプラン等研究会の設置

- 新予防給付のケアマネジメントは、地域包括支援センターが行うとともに、その業務の一部を居宅介護支援事業者に委託できることとしているが、この円滑な実施には、これまで以上に、利用者とサービス提供者等の関係者との自立支援に向けた目標の共有や、利用者の意欲を引き出し、支えるためのアセスメントの実施等が重要になる。
- このため、「新予防給付アセスメント・ケアプラン等研究会」を設置し、これらの趣旨を踏まえた、新予防給付のアセスメント表及び介護予防サービス計画書の様式等の検討を行った。

2. モデル事業の実施について

- 新予防給付のアセスメント表等の作成作業に当たっては、その実務上の課題や有効性等を把握、評価する必要があるため、本研究会において暫定版のアセスメント表及び介護予防サービス計画書の様式を作成し、市町村を対象として「新予防給付ケアマネジメントモデル事業」を実施。今後、その評価等を踏まえて、全国共通の様式を作成することとしている。

※ 現在、89市町村がこのモデル事業を実施中。モデル事業市町村は、暫定版のアセスメント表等の課題や有効性の評価報告を9月15日までに報告することとなっている。この評価・改善意見等を踏まえ、研究会により、全国統一版を作成予定。

3. 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|---------|------------------------------|
| 8月末まで | 市町村において新予防給付ケアマネジメントモデル事業の実施 |
| 9月15日まで | モデル事業実施市町村は、暫定版様式の評価を国へ報告 |
| 10月 | アセスメント表、介護予防サービス計画書の様式を提示 |
| 11月 | 国において介護予防ケアマネジメント指導者研修を実施 |
| 12月以降 | 都道府県において介護予防ケアマネジメント従事者研修を実施 |